

第 29 回 子供に万引きをさせない連絡協議会

日時：令和 8 年 5 月 27 日（水曜日）

開催方法：オンライン開催

午前 10 時 00 分 開会

1 開会

○事務局職員

お待たせいたしました。定刻となりましたので、これより「第29回子供に万引きをさせない連絡協議会」を開会いたします。本日はご多用の中、ご参加いただきありがとうございます。本日、協議会の進行を務めます事務局の田中でございます。よろしく願いいたします。それでは初めに、協議会の開催に当たり、会長より挨拶をいただきます。文教大学人間科学部教授 須藤様、よろしく願いいたします。

2 会長挨拶

○須藤会長

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、子供に万引きをさせない連絡協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。私、本協議会の会長を務めております文教大学の須藤と申します。

さて、ご承知かと思いますが、少年事件全体は1980年前後を戦後のピークとして、それを境に長期的に減少傾向を辿ってまいりました。しかしながら、コロナ禍で大きく落ち込んだ後、2021年を底として再び増加傾向に転じていることが統計上明らかになっています。

万引きについても同様であり、いわゆる行動制限が解除された2022年以降、件数は着実に増加しております。ここ数年の増加傾向を大きく懸念しており、私自身も関心を持って注視しております。万引きは非行の入り口とも言われておりますが、子供たちが最初に関わりやすい行為であり、その後の行動に影響を及ぼす可能性がございます。

私は万引きを風邪に例えておりますが、一見すると軽い万引きであっても、その背後には家庭の不安定さや学校への不適應、孤立、経済的な困難、精神的なストレスなど、様々な事情が潜んでいる場合がございます。表面だけを見て軽い問題と捉えるのではなく、背景を丁寧に理解し、適切な対応につなげることが極めて重要であると考えます。

また、私たちが最も力を入れるべきは、こうした行為が起こる前の段階における予防的な取組であると考えます。地域、学校、家庭、関係機関が連携し、子供たちが困難を抱えていることを早期に気づき、支えられる環境を整えることこそが、万

引き防止の根幹であると考えております。

本日の会議では、現状を正確に共有し、効果的な対応と予防の在り方について、実りある議論ができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○事務局職員

須藤会長、ありがとうございました。それでは、本日の流れについて説明いたします。次第の「3 協議事項」をご覧ください。今回の協議会は大きく2部構成としております。

第1部では「万引きを行う子供の実態と子供を取り巻く環境」をテーマに、東京法務少年支援センター 鈴木愛弓様、警視庁 坂本真之助様にご講演をいただいた上で、本テーマについてご協議いただきます。第2部では、東京都より「本年度の東京都の万引き防止に向けた取組」について説明し、発信・連携についてご協議いただきます。

ご協議いただく前に、委員の皆様に関しましては、音声のミュートのご確認をいただくとともに、カメラについては可能な限りオンにさせていただきよう、重ねてお願いを申し上げます。

これ以降の議事進行は、本協議会会長が行います。須藤会長、よろしくお願いいたします。

○須藤会長

ここからは私、須藤が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 万引きを行う子供の実態と子供を取り巻く環境

○須藤会長

それでは、次第の「3 協議事項」に移ります。今年度は協議事項を2部に分けており、まず第1部は「万引きを行う子供の実態と子供を取り巻く環境」についてです。

まず、東京法務少年支援センターの鈴木愛弓様より、万引きを行う子供の実態についてご講演をいただきます。それでは、鈴木様、よろしくお願いいたします。

○鈴木様（東京法務少年支援センター）

よろしくお願ひいたします。ただいまご紹介にあずかりました、東京法務少年支援センターの鈴木と申します。

本日は、このような貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

本日は、万引きを行う子供の実態について、主に心理的側面からお話しさせていただきます。

私は東京少年鑑別所の職員です。少年鑑別所は、少年をおおむね1か月程度収容し、非行に至った原因の分析や、再び非行に至らないためにどのような方策が必要かを考える施設です。

こうした少年鑑別所の知見を皆様にフィードバックするため、近年は地域の方からの相談を受ける業務にも力を入れております。私たちの組織には心理職、教育職の職員がおり、私は心理職の職員ですが、少年鑑別所に地域の方が相談するとなると、少しハードルが高い面もあります。そのため、地域の方の相談を受ける際には、「法務少年支援センター」という名称で対応しております。

したがって、相談を受けている職員は、鑑別所の職員と同じです。本日は、少年鑑別所で子供たちと関わってきた経験を踏まえて、お話しさせていただきたいと思ひます。

早速ですが、本日は万引きがテーマということで、当センターにも、少年鑑別所にも、窃盗や万引きをした経験のあるお子さんが多く来られます。こうした金銭にまつわるトラブルについて、子供たちに理由を尋ねると、「欲しかったから」「お金がなかったから」「友達に誘われたから」「必要だったから」「食べたかったから」などと答える少年が多くいます。

しかし、ここで私たちは、その言葉の奥にある「本当に欲しかったものは何か」を考える必要があります。よくよく話を聞いてみると、「何でも買えると思うとホッとした」「友達にすごいと思われたかった」といったように、金銭の持ち出しの背景には別の思いがあることが分かります。また、「家族が忙しくて最近寂しかった」とか、兄弟がいるお子さんであれば「兄弟ばかり褒められて、もっと自分のことも認めてもらいたかった」と語る子供たちもいます。こうした語りを聞くと、盗むこと自体をしたかったわけではなく、それが目的ではないことが分かります。子供たちは、盗むことが悪いことだということ自体は分かっています。したがって、盗むこ

とがだめだと教えるだけでは、効果が十分ではないのではないかと考えられます。

いくつか例を見てみます。例えば、万引きに至る直前の状況としては、退屈であったり、少し仲間外れにされていたり、テスト前で不安が高まっていたり、家族とけんかをして家で居心地の悪さを感じていたりすることがあります。そして、万引きをしてしまいます。その直後の状況について子供たちに聞くと、少しワクワクした、(万引きしたものを) 仲間に配ることで友達と交流ができた、すっきりした、スカッとしたり、あるいは「お母さんはどう思うかな」「お父さんはどう思うかな」と親の反応を気にしていた、などの状況が見られます。これを踏まえて、本当にこの子供たちが欲しかったものは何かを考えると、例えば退屈で、直後にワクワクしたのであれば、刺激やスリルを求めていたのかもしれませんが、仲間外れだった子が、仲間に配ることで交流を保てたのであれば、友達との関係維持が本当に欲しかったものだと考えられます。テスト前のモヤモヤがすっきりしたのであれば、緊張の解消を求めていたのかもしれませんが、家族とけんかをして家族の反応を気にしていたお子さんであれば、少し叱られたけれど関心を向けてもらえたことを嬉しそうに話している姿から、愛情を確認したかったのではないかと考えられます。

もちろん、子供たちは盗むことが悪いことだと分かっています。だからこそ、トラブルにならずに、本当に欲しかったものを手に入れる方法を理解する必要があります。もちろん、本当に欲しかったものが手に入らない場合もありますが、そのときは、それに代わるものを手に入れる必要があります。また、子供の中には、自分でも本当に欲しかったものに気づいていないお子さんもいます。したがって、まずは本当に欲しかったものが何だったのかに自分で気づくことが重要です。これに加えて、周囲の大人も、本当に欲しかったものは何だろうということに気づいてあげることが重要になります。

少年たちから鑑別所で話を聞いてみると、「大人は何にも分かっていない」「こうすればいいでしょうと言われても、本当にこっちのことを分かってくれているわけじゃない」とか、「大人はずるい。あなたのためだからと言ってくるけれど、ずるく感じる」といった話をよく聞きます。また、「まだ子供なんだから」と言われたり、「もう大きいんだから」と言われたりして、子供扱いされたり大人扱いされたりして、どうしていいか分からないという話もあります。さらに、正論を言われて、「正しいって分かっているし、言う通りなんだけど、なんか嫌だ、なんかムカつく」といったように、「分かっているけれど素直になれない」という話もよく聞きます。

ここで、少年たちの心の中に何が起こっているのかを考えてみると、本当は自分たちのことを分かってほしい、正論を言う前にまず自分たちのことをきちんと分かってほしいという思いがあるのだと思います。また、大人でもあり子供でもあるという、思春期特有の揺れや未熟さを抱えた今の自分を分かってほしいという気持ちもあります。表面的な言葉はいらないから、ただ受け止めてくれるだけでいいという思いもあります。大人から見ると単純に見えることでも、子供たちなりに本当は結構大変で、いろいろ複雑なのだということを知りたい、そうした気持ちがあるのだと思います。

これに対して、大人がどのように関わっているかを少し見てみます。生活指導など、今参加されている先生方の中にも、お子さんを指導する場面にある方がいらっしゃると思いますが、そうした場面で起こりがちなこととして、子供が話す前に指導を始めてしまうことがあります。話すのが苦手な子を、黙っているだけだと受け取ってしまうこともあります。また、正しいことを早く伝えようとするのを優先してしまう傾向もあります。

実際にトラブルを起こしてしまう子供たちを見ていくと、実は話すのが苦手な子供たちがとても多く、言葉にすることに時間がかかります。何となく分かっていることやモヤモヤはあるのだけれど、頭の中でそれが整理できていないということもあります。そのため、子供たちが一生懸命頭の中で整理し、何とか時間をかけて言葉にしようとしているときに、話し始める前に割り込まれてしまうと、黙ってしまうことが起こります。

ここで子供たちの中に何が起こっているかという、大人側としては、早く分かってもらいたい、これ以上悪化させたくないという善意から一生懸命指導しているのですが、子供たちの中には、「自分の気持ちは聞いてもらえなかった」という体験が残ってしまいます。その結果、子供たちは指導の場面を避けようとしたり、隠れて悪いことをしてしまったりすることがあるかもしれません。本音を話さなくなると、「どうせ聞いてもらえない」という諦めを抱えてしまうこともあります。そうすると、一見収まったように見えるかもしれません。しかし、実際には、大人側は「きちんと指導した」と思っている、子供側には「自分の気持ちは置いていかれた」というモヤモヤ感が残っている、ということが起こります。

「話を聞かない指導が悪い」と必ずしも言いたいわけではありません。指導する側の大人も、早く助けたい気持ちの裏返しとして助言を急いでしまう、助言したく

なってしまうことがあるので、それ自体が悪いということではありません。ただ、そこに一つ、「少し待つ技術」があると、より良い指導ができるのではないかと思います。具体的には、先生方の引き出しの一つとして、子供たちが沈黙しているところを、単に黙っているのではなく、少し考えている時間として見てあげることです。ずっと黙っているのを待つのも大変ですので、まずは30秒だけ待ってみるというのも一つです。

また、ポイントとして、「気持ちが先で、行動が次」という順に扱うこともよいと思います。例えば、万引きではありませんが、友達に手を上げてしまったというトラブルがあったとします。そのときに、「暴力はだめでしょう」と言ってから「なんでやったの」と聞くよりも、「我慢できないくらい、今、嫌なことがあったのかな」と、まず気持ちに目を向けて受け止めてあげて、その後で「でも、友達に暴力を振るう行動はだめだったよね」と行動を扱ってあげる。子供たちは、行動がだめだったこと自体は内心では分かっています。でも、先にだめ出しをされると気持ちを語れなくなってしまいます。まず気持ちを受け止めてあげることで、本当は心の中で何が起こっていたのかを話しやすくなったりします。

少年の語りを聞いていると、「どうせ怒られると思っていた」「言われることは大体分かっていた」「何を言っても無駄だと思っていた」といったように、大人に話すことを諦めてしまった少年たちが多いように思います。少年たちがこれまで何を評価されてきたかを見てみます。生活指導などで見えているのは行動の部分ですので、どうしてもその行動だけを見て指導を受けてしまいます。しかし、問題行動というのは氷山の一角で、見えているのは問題行動ですが、その下にはとても大きな感情や、子供たちの認知、これまでの経験などが隠れています。そこを受け止めてもらえないまま、見えている問題行動の一部だけを指導されると、本当に受け止めてもらいたい部分はずっと置き去りにされたままになり、「分かってもらえない」という感覚だけが残っていくことになってしまいます。

指導が届きにくい原因の大きな部分として、感情があります。指導が届きにくい状態とはどのようなときかを見ると、感情が高ぶっていたり、防衛的になっていたり、恥、怒り、不安が強い状態のときです。つまり、子供たちの気持ちが前面に出ている状態です。こういうときに指導してしまうと、指導はただの音になってしまいやすく、内容が全く伝わらず、ただ何かを言われているということになってしまいやすいのです。ですので、見えている問題行動だけではなく、まずはしっかり感情の部分、

気持ちの部分を受け止めることが重要です。大人が思う反省というのは、子供が悪いと理解していること、後悔していること、次はやらないと決めていることだと思います。このために大人側は一生懸命指導するのですが、感情を受け止めてもらえない子供たちの内面では、怒られたことでイライラしたり、面倒だ、とにかく早く終わらせたい、とりあえず謝っておけばいいかな、と感じるといったことが起こりがちです。

子供たちの語りを見ていると、感情と言葉が結びついていないお子さんが多いです。例えば「反省している」と言うのだけれど、大人から見ると実感を伴っておらず、「何をどう反省しているの」「何をどうしたらいいと思っているの」と深く問われると後が続かない子供が多くいます。私たちは、子供の特徴として経験を振り返る力がまだ弱いということを知っておく必要があります。また、大人に先に指導されてしまうと、大人の手を借りて話してしまうことも多く起こります。こうした特徴を踏まえると、分かっているように見えて、実は大人の期待に合わせているだけであったり、叱責を避けるための反応として「うんうん」と分かったように見せようとしていたりすることがあります。ただ、これは本人なりの自分自身を守る方法でもありますので、必ずしもそれ自体が絶対にだめなことだというわけではなく、今まで気持ちを受け止めてもらえず、行動だけを指導されることが続いてきた結果として、こうしたやり方を身につけてしまう子供もいるのだらうと思います。したがって、指導の視点としては、もしかすると子供は大人の期待に合わせているのかもしれない、これは叱責を避けるための反応かもしれない、あるいは本人なりの対処法なのかもしれない、ということを知っておいていただく必要があると思います。だからこそ、反省の弁を引き出そうとするよりも、一緒に作るという視点が必要です。反省は引き出すものではなく、一緒に作るものだと思っていただけるとよいかと思います。

非行少年たちに、「してもらえて良かった関わり」を聞いてみると、正論で正される前に整理してもらったこと、「こうすべきだった」と言われる前に何が起こっていたのかを丁寧に聞いてもらったことが良かった、という話をよく聞きます。また、否定より構造化です。もちろん、子供たちの言動の中には、おかしいこともあります。けれども、「ここからこう考えてしまうのかな」「なんでかな」と思うような行動であっても、「こういうとき、こう考えちゃうんだね」「こういうふうにしちゃうんだね」と構造化してあげることが、子供たちにとっては良かった関わりだという

話を聞きます。叱る前に理解してあげること、まず気持ちを受け止めてもらえることがあると、子供たちも話しやすくなったりします。これは決して甘くしてほしいということではなく、少年が受け取るメッセージの順番が重要だということを知っていただきたいのです。先ほどもお伝えしたように、行動に触れてから気持ちではなく、まず気持ちを受け止めてから行動を扱うことが重要だと思います。

具体的に、子供たちとのやり取りの中で受け取りやすいフレーズをいくつかご紹介します。例えば、「つまりこうだったんでしょ」「理由はこうでしょ」といった決めつけは、子供たちには少し入りにくいので、まずは「あなたの言葉で教えてもらっている」「どういう気持ちだったのか聞かせてほしいな」といった言い方をすると、子供たちは話しやすかったりします。また、「もう分かったから次から気をつけて」と言われてしまうと、勝手に理解したように言われたと感じて、子供たちの中にモヤモヤ感が残ったりするので、「少しこちらの理解が合っているか確認させて」というように、一度こちらの理解を子供と共有することも、よい働きかけだと思います。

また、「気持ちは分かるけど、それはだめだよ」と言ってしまうと、「分かる」と言ったものの、「だめだよ」のほうが強く伝わってしまいます。そのため、指導は急ぎすぎずに、「そう感じるのも無理はないと思うよ」とか、「その気持ちがあった上で、行動について一緒に考えたいんだよね」といったように、まず一度気持ちを受け止めて、ひと呼吸置いてから行動を扱うと、子供たちには入りやすくなります。

また、「理由があってもルールだからね」と言われてしまうと、これもやはり、気持ちを受け止めてもらいたかったという感覚が残ってしまいますので、「じゃあまず、気持ちの部分の部分を少し整理してから次を考えていこうか」といった言葉のほうが、入りやすいフレーズだと思います。

最後に、紹介したいデータがあります。非行の背景にあるものとして、2023年の研究結果です。おおむね中学2年生を対象とした調査ですが、一般の中学2年生に「どのくらい家族と一緒に夕食を食べていますか」と尋ねたところ、「ほぼ毎日」と回答したのは58%でした。一方、少年院にいる少年たちに同じ質問をしたところ、「ほぼ毎日」と答えた少年はおよそ13%しかいませんでした。やはり、家族とのつながりというものが、非行に至る子供たちには一つの手がかりとして見えてくるのではないかと思います。

また、「学校を辞めたくなるほど悩んだことがあるか」を中学2年生に聞くと、半分以上は「ない」と答えています。けれども、少年院の少年たちに聞いてみると、「な

い」と答えたのは19%で、ほとんどの子供たちが、中学2年生の頃に学校を辞めたくなるほど悩んだことがあると答えています。

次のグラフは最近の傾向もあると思うのですが、「どのくらいテレビ、インターネットで動画や音楽を見たり聞いたりしていますか」と一般調査で聞いてみると、一般の子たちは「毎日2時間以上見たり聞いたりしている」と答えた子が48%で、半数弱でした。一方、少年院の子たちに聞いてみると、83%が毎日2時間以上こうしたことに費やしていると答えています。これをどう考えるかという、おそらく、家にいる間に家族と交流する機会が少ない子どもたちも多い可能性があるのではないかと思います。

ほかにも、子供の虐待経験が多いといったデータもありますので、おそらくは、自室にこもってスマホを見ている時間が長く、家族との交流が乏しいのではないかと推察されます。したがって、非行に至らないためには、家族や学校とのつながりがいかに重要かということ、こうしたデータからも考えさせられます。

こうしたことを踏まえると、大人の見守りや支えがとても大切です。どの児童や生徒も、四六時中トラブルを起こしているわけではありませんので、よくできている行動を見逃さずに褒めていただき、関心に向けられている、認められているという自覚を促進してあげてください。また、良い状態の持続は問題行動の減少につながりますので、褒める場面を作ってあげること、あえて達成しやすい約束や課題を共有して、褒める機会を作ることも有用だと思います。非行や犯罪に関わらないためには、友達とのつながり、先生とのつながり、家族とのつながり、地域とのつながりが重要ですので、引き続き皆様にも子供たちを見守っていただくと幸いです。最後のほうは駆け足になってしまいましたが、以上で私からの話題提供を終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○須藤会長

鈴木先生、どうもありがとうございました。とても大切なポイントを大変分かりやすくご説明いただけたと思います。続きまして、警視庁生活安全部少年育成課 坂本真之助様より、東京都内における少年の非行につきましてご説明いただきたいと思っております。坂本様どうぞよろしくお願いたします。

○坂本委員（警視庁）

ただいまご紹介いただきました警視庁少年育成課の坂本です。東京都内における少年の非行について、私から説明いたします。なお、これから申し上げる東京都の統計データにつきましては、来月7月下旬に警視庁ホームページで公開される予定ですので、併せてご確認いただければと思います。

まず、万引きについて全国統計との比較です。令和7年全国での万引きの検挙・補導人員は6,169人でした。都内で検挙・補導された少年は1,342人で、割合は21.8%となります。一昨年に比べ、全国に占める東京都の割合は25.1%から3.3ポイント減少いたしました。

次に、都内の万引きで検挙・補導された少年を学職別に分類した表です。小学生は370人で前年比65人の減少、中学生は306人で前年比30人の増加、高校生は396人で前年比79人の増加となっております。ご覧のとおり、小学生では減少していますが、高校生など他の年代では増加傾向を示しております。ここには出ておりませんが、本年に入りまして小学生も増加を示しているため、その数字を注視しているところであります。

次に、少年による万引きの犯行動機と場所をまとめた表です。犯行動機として最も多いのは対象物自体の所有・消費で1,220人、全体の90.9%を占めています。この詳細につきましては、今、鈴木先生からお話にあった通りであります。犯行場所として最も多いのはコンビニエンスストアで720人、53.7%、次に多いのは商業施設となっております。身近にあるコンビニでの万引きが多いことがお分かりいただけるかと思えます。

私からの説明は以上となります。私ども少年育成課では今後も、子供の万引き防止に向けまして、小学校高学年などより早い段階での指導を行うため、学校からの要請に応じるだけでなく、警察からも積極的に働きかけて実施するアウトリーチ型の非行防止教室や、子供のみならず保護者の方々への意識付けも行うべく、新入生保護者会などの機会を捉えた広報啓発活動などを鋭意推進してまいります。引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○須藤会長

坂本様、ありがとうございました。それでは、これまでのご講演の内容を踏まえ、協議に移りたいと思います。協議内容は「子供に万引きをさせないための各団体にお

ける取組、悩み、課題について」です。ご発言の際は、ご所属とお名前をおっしゃっていただければと存じます。いかがでしょうか。

○土門委員（全国万引犯罪防止機構）

全国万引犯罪防止機構の土門です。私から、取組や悩み、課題について申し上げます。警察庁統計によると件数は減っていましたが、近年微増しています。万引きは犯罪のゲートウェイとも言われているため、我々も多感な時期の子供たちが道を踏み外さないよう、全国の中学校向けに私立・公立問わず啓発用の壁新聞を配布しております。宝くじ協会の助成を受けて作成しているのですが、多感な中学生の少年に「万引きは犯罪です」「罪に問われるのです」ということを視覚的に訴えながら啓発活動をしています。

昨年は北海道内のある教育委員会、兵庫県内のある教育委員会から「うちの小学生の子供が万引きで取り扱いを受けました。何とかしてそのようなことをなくしていきたいのですが、中学校の壁新聞を小学校にも送ってくれないか」と連絡があり、小学校にも今年度から配付しております。また同じころ、都内の小学校から講演の依頼があり講師として話をしてまいりました。大きな罪の意識がなくやっているようですが、ゲートウェイといわれる犯罪ですので、より大きな犯罪につながっていつてしまっはいけないという思いで壁新聞、講演を行っています。

また、全国の保護者様に向けた資料も作成しております。非行と向き合う親たちの会（通称：あめあがりの会）の会長様の実体験をつづった手記や、保護者の方への子供との接し方も書かれています。

懸念している点として、トー横キッズ等にも見られる傾向ですが、オーバードーズ（市販の風邪薬等の過剰摂取）を目的とした万引きがあります。薬局で万引きされたものが使用されることが多く、子供たちが犯罪の被害者や売り子（として加害者）にもなってしまふ、さらに薬欲しさに売春につながる、暴力団とつながってしまうなどのケースもあります。また、都内でトー横から帰ってきた小学生がオーバードーズで搬送された話もあります。このオーバードーズで使用された薬の多くが薬局で万引きされたものであるとも言われています。

トー横キッズが社会的に注目されてきたころ、新宿歌舞伎町近辺の薬局を見て回ったのですが、かなり厳重に警戒されていました。防犯カメラや店員の対応も非常に厳重でした。そう考えると、新宿ではなく、その周りの警戒の薄い地域から万引

きされている可能性もあると考えられます。適切な時期に手を差し伸べられるような環境づくりが必要であると考えております。

また、昨年の11月に開いた会議において万引き防止の抜本的な対策として、防犯カメラのさらなる利活用、RFID（電波による情報識別）を活用した商品管理の推進などについても、関係機関と連携して進めているところです。

○須藤会長

貴重なご報告ありがとうございます。RFIDというのは電波タグを使って読み取るものですね。他にいかがでしょうか。

○根田委員（東京都青少年委員会連合会）

東京都青少年委員会連合会の根田と申します。貴重なお話ありがとうございます。日頃から子供たちと接する機会が多いのでとても勉強になりました。警視庁に伺いますが、小学生でも万引きが行われた際には警察に通報するのが適当であると聞きました。小学校低学年の児童がコンビニエンスストア等で万引きをした場合も、やはり第一報は警察に通報するのが適当でしょうか。

○坂本委員（警視庁）

年齢を問わず通報していただければと思います。年齢によって処罰の可否は異なりますが、児童相談所への通告を含め、警察において対応いたしますので、年齢にかかわらずご連絡いただければと思います。

○根田委員（東京都青少年委員会連合会）

ありがとうございました。とても参考になりました。

○市村委員（東京都民生児童委員連合会）

民生児童委員の市村です。民生児童委員の活動についてご報告させていただきたいと思います。民生児童委員は地域において、高齢者から子供までの見守りを行っております。地域の身近な相談相手として、悩んでいる人や困っている人の相談に乗り、必要な支援につなぎ、解決に導くということを目的として活動を行っております。近隣の子供たちの様子を見守ったり、学校や家庭、福祉機関と連携したりして、問題が大

きくなる前に手を打つことを意識して活動しております。また、メンバーの中には子ども食堂やあいさつ運動、登下校時の見守りに携わっている方も多くいらっしゃいます。

先日、足立区の幹部の方と、最近は何引きも増えてきましたという話をした中で、警察の方が直接学校に赴き、授業の中で子供たちに「何引きを行うと重大な結果につながり得る」ことを伝えていただくのが、最も効果的ではないかと話が出ました。

近年の複雑な家庭環境を踏まえると、以前のように自然に何引き等に対する抑止感が働きにくくなっている面があると感じます。ですので、直接警視庁の方が話していただくことが効果的なのではないかと話しました。

○坂本委員（警視庁）

警察としても、小学校、中学校、高校を対象に非行被害防止教室を実施しております。私も先ほどお話しさせていただいた通り、これまでは中学生や高校生に何引きが中心でしたが、より早い段階から指導していく必要があるということで、今は小学校高学年から何引きや闇バイトの指導をしております。学校の教育課程が立て込んでいる場合でも、授業時間を調整してもらい隙間時間や昼休みに伺い、校内放送で注意喚起を行うなどの対応もしておりますので、ぜひ地元の警察署にご相談いただければと思います。

○関口委員（東京都公立中学校 PTA 協議会）

公立中学校 PTA 協議会の関口です。私たちの団体も直接子供たちと関わることは基本的にはないので、このような機会でも共有していただき、貴重な機会となりました。本日のお話を伺い、子供への接し方について、自分自身が待てていないことや、決めつけてしまっていることに気づかされ、大変示唆を受けました。こうした点は広く共有していく必要があると感じました。ありがとうございました。

○須藤会長

鈴木先生、何引きが犯罪であるという認識を持たせることももちろん重要ですが、予防的な取組として、私たちはどのような視点を持つべきか、ご助言をお願いしますでしょうか。

○鈴木様（東京法務少年支援センター）

子供が万引きをした際には、保護者や教員も驚かれると思いますが、振り返ってみると、「最近、様子が違っていたかもしれない」と子供の様子から予兆を感じる方も少なくありません。したがって、日頃から子供の様子を丁寧に見ていくことが重要であると考えます。また、私どもも啓発活動や講演で学校に伺うことができますので、お声がけいただければお力添えできるかと思えます。

○須藤会長

鈴木先生、ありがとうございます。法務少年支援センターでは相談だけでなく、アウトリーチ的な活動もされているということですね。それでは、時間となりましたので、第1部はここまでとし、第2部に移りたいと思います。

本年度の東京都の万引き防止に向けた取組について、事務局から説明をお願いいたします。

（2）本年度の東京都の万引き防止に向けた取組

○事務局職員

よろしく願いいたします。それでは、私から説明いたします。東京都都民安全総合対策本部総合推進部非行防止担当の千原と申します。令和8年度の東京都における子供の万引き防止に関する取組について、ご報告いたします。

まだ年度当初であるため予定段階の部分も多くありますが、これまでの取組も含めてご説明いたします。まず、東京都が行っている万引き防止に向けた取組は大きく2つに分けられます。1つ目が万引き防止啓発リーフレットの作成・配布、2つ目が健全育成音楽劇の実施です。

様々な取組を行っていますが、学校に向けた取組が多いことが特徴であり、その点が課題でもありと考えておりますので、後ほど協議事項においてご意見をいただければと思います。この2点について、ご説明いたします。

リーフレットについては、活用が十分に広がっていない面もあるため、活用のきっかけを設けることが重要であると考えております。例えば、防災教育は大きな災害が起きた日に毎年計画的に実施することが多くの学校でできています。万引き防止教育に関しても、何かきっかけとなるような日があれば定着していくのではないかと考え

ております。例えば、5月8日が万引き防止の日とされています。すべての教員が活用しやすいリーフレットの作成することで、万引き防止教育を教育計画に組み込めるよう考えていきます。

続いて音楽劇です。目的といたしましては、万引きが犯罪であることをテーマとした音楽劇を鑑賞し、万引きをしない、させない、見逃さないという気運を醸成し、規範意識を育むことです。対象としましては、小学校4校を対象にしております。児童に加え、学校によっては保護者や地域の方々にも参加いただいております。時期といたしましては、今年に関しては9月から10月のところで実施する予定です。

この音楽劇を実施した学校についてですが、昨年度は18校の応募があり、そのうち4校で実施し、実際に2,120名程度の小学生に向けて音楽劇を実施することができました。音楽劇を実施して終わりとするのではなく、実施した学校ではリーフレットを使って授業を行い、さらにそれを基にして制作物を作るという活動までつなげて、深く考える機会としております。

音楽劇を実施した小学校では、啓発作品を作成してもらい、それをポスターやステッカーにして、学校周辺の地域に向けて発信してもらうところまで取り組んでいます。昨年度の右下にある画像は昨年度の作品で、代表作品をポスターに大きくしたものです。このポスターは全学校に配っているわけではなく、実施した学校に配付し、その学校が地域の商店街、図書館、学校内などに掲示して、万引き防止を呼びかけております。

以上が、東京都で行っている主な取組です。大きく2点になりますが、これらがさらに良い活動となるよう、ご協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○須藤会長

ありがとうございました。それでは、東京都の取組の説明内容を踏まえて協議に入りたいと思いますが、先ほどお話があったように、どうしても学校向けのアプローチが主になってしまっているということもあるので、ここでは学校以外に対する啓発活動や情報発信についてご協議いただければと思います。それと関連して、東京都への要望や連携の提案もあれば、併せてお願いしたいと思います。ご発言される方は挙手をお願いしたいと思います。

東京都商店街振興組合連合会の浦崎様、よろしく申し上げます。

○浦崎委員（東京都商店街振興組合連合会）

東京都商店街振興組合連合会の浦崎でございます。今ご紹介がありましたように、学校を通じてさまざまな啓発活動が行われていることは承知しております。お店側の声や状況をご紹介しますと、万引き防止には「ちゃんと見ていますよ」と示すことが重要であり、防犯カメラもありますが、やはり声かけが非常に効果的であるという話があります。

ですので、そういったことを、ご家庭、地域の方も含めて、挨拶や「ありがとう」「おはようございます」といったコミュニケーションがお店でできるような地域づくりができれば、声かけもしやすくなり、子供たちが心を開くきっかけにもなるのではないかと思います。ひとつのきっかけとしてお話しさせていただきました。以上でございます。

○須藤会長

ありがとうございます。地域コミュニティという観点から、声かけの重要性についてお話しいただきました。

先ほどの、事務局からの話の中に出張授業の話がありましたが、どなたが担当されたのでしょうか。

○事務局職員

私が担当しました。私はもともと教師をしており、今は教育庁からの派遣者ですので、授業も私が行いました。学校公開の日であったということもあり、小学3、4年生約300名、保護者50名程度に、授業を通して万引きの啓発活動を行うことができました。

○須藤会長

今後も広げていくというようなことですか。

○事務局職員

今回は、個別に校長先生からお話をいただいたので、こちらから告知をしたもので

はなかったのですが、今後計画的に広げていくことができると啓発活動の一つとしていくこともできるのかとも考えています。

○須藤会長

保護者へ発信できたというお話もありました。先ほど浦崎委員からも地域とのコミュニケーションの話があったと思いますが、今後出前授業を活動として取り入れていくということについてはどのように考えていますか。

○事務局職員

そうですね。出張授業という方法では子供たちへのアプローチに限定してしまうことがあると思います。地域に向けて手を取り合って子供たちを育てていくというメッセージにはなりづらいかと。

また、教師としても、子供たちがやっていないことに対して「やったらだめだ」と言い続けることは難しいと感じます。むしろ、万引きをしないためにはどんな人間関係があるといいか、もし間違ったことを友達がしようとしたら止められるか、といったことを子供と共に考えていくような教育的な文脈に乗せることができれば学校としても実践しやすいのではないかと思います。

○須藤会長

なるほど、「万引き防止」と出しすぎることも難しいのではないかとということです。また皆さんで深めていければと思います。第二東京弁護士会の藤井委員いかがでしょうか。

○藤井委員（第二東京弁護士会）

ありがとうございます。今の文脈で言うと、弁護士会のほうでも授業を行っております。万引き防止のための授業というわけではないのですが、その前提として、ルールを守るということは大事だということを考えるためのものです。ルールというのは自分たちを縛り付けるためにあるのではなく、ルールがあることでみんながよりよく生きられるようになるということなのだと思ってもらう授業です。そのような学びが、万引きはしてはいけないという意識につながり、ルールを守っていくことが自分にとっても生きやすい社会につながるのだと気付くきっかけとなりま

す。そういう意味で、法教育という活動が弁護士会が提供している活動として提供できるかなと思います。外部講師が入ることで、子供たちの捉え方も違ってくるといふこともあるので、学校以外の方が子供たちへ話をしに行くような機会があるといいと思います。

弁護士会の活動を少しご紹介させてください。非行は氷山の一角だと感じています。第1部の法務少年支援センターからのお話にもあったように、心理的な問題もあると思いますが、他にも法的な問題が影響していることもあると思います。例えば、離婚、いじめ、学校への不適応が万引きにつながってしまうということもあると考えられます。弁護士会の活動として、子供の悩みを受け止める活動も行っています。私の所属する第二東京弁護士会では、子供悩み事相談という形で電話相談や面接相談を受け付けています。保護者の方からも子供からも連絡が来ます。最近特に効果が高いのがSNS相談で、LINEによる相談を受け付けています。弁護士という存在も、子供と関わる際に思い出していただきたいと思います。

○事務局職員

今の話を受けて、私が勤務していた学校でも、いじめ防止の授業などで弁護士の方に来ていただいて授業を行っていただくということがありました。教員以外の専門性をもった方が子供たちに関わることで、学びが深まっていくということが本当にあると思います。弁護士会様に万引き防止の授業をお願いすることもできるのですか。また、東京都の学校からのご依頼は実際にありますか。

○藤井委員（第二東京弁護士会）

授業の内容もご相談させていただいて調整することができます。実際にいじめや模擬裁判、ルールメイキングの授業など様々実践しています。授業も道徳の授業や公民の授業など様々な要望にお応えする形で行っています。

○須藤会長

そういう意味で言うと、「万引き防止」というものを前面に押し出すより、社会ではルールを守っていくことがお互いに気持ちよく暮らしていくためには大切だという文脈の中で犯罪防止について学びを深めていくような授業展開ができれば学校現場にもなじみやすいのかなと思いました。

○事務局職員

もう一点、委員の皆さんにご相談させていただきたいのですが、生徒たちに第三者として「万引きはダメだ」と伝えるのではなく、例えば地元の商店街の方が被害を受けている当事者として子供たちに伝えるような授業は難しいのでしょうか。学校側が独自にお店にお願いするというのは難しいのではないかと考えていて、団体としてつないでいただくようなことは難しいのでしょうか。

○浦崎委員（東京都商店街振興組合連合会）

そういった事例は聞いたことはありませんが、商店の主人の顔が見える、ということが非常に重要だと思います。顔が見えればその人が困るのだから万引きしようとは思わないということもあります。そのためにも、顔が見える関係を作っていくことが大事だと思います。そのために、まずは「おはよう」「こんにちは」「ありがとう」などの挨拶といったコミュニケーションの土台づくりをしていくことから始めることが大事だと思います。

○須藤会長

今の点についてですが、私が大学教員になる前、家庭裁判所の調査官として長らく少年事件を扱っていました。そこで関わった少年たちは、スーパーやコンビニエンスストアでの万引きのように、被害が見えにくい形で行われる非行について「やってはいけない」と理解していても、実際にどのような影響を及ぼしているのかを具体的には理解していないことがありました。そこで家庭裁判所の中では、処分を決めるだけでなくその処分を決めるまでの間に「被害を考える教室」という場を設けて、本屋さんの経営者の方に来ていただき、話をさせていただきました。具体的には、実際に1000円の万引きをされたら、10冊の本を売らないといけないのだというような話です。そうした具体例を少年と親御さんに聞いてもらうのですが、実情を知るとは相当効果があったと実感しております。したがって、実際に被害に遭われている方に話を聞くというのはアイデアとしてはありうるのだろうと思って聞いておりました。

○須藤会長

他にいかがでしょうか。それでは、皆様ご意見ありがとうございました。概ねご意見が出そろったと思いますので、事務局より、これまでのことを踏まえて何かございますか。

○事務局職員

様々なご意見をありがとうございました。今後、皆様にご協力をお願いする場面もあるかと存じますので、その際はよろしくお願いいたします。

○須藤会長

ありがとうございました。以上で協議は終了といたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。それでは、私の役目はここまでとなりますので、進行を事務局にお返しいたします。

4 連絡

○事務局職員

須藤会長、ありがとうございました。続きまして、次第4の連絡に移ります。まず、事務局からお願いいたします。

○事務局職員

万引き防止作品につきましては、委員の皆様には審査をお願いしておりますが、今年度もご協力をお願いしたいと考えております。

まず、音楽劇は9月から10月頃に実施予定であり、それを受けて各学校で作品制作に移ってまいります。作品が完成した段階で、学校において一次審査を行い、代表作品を事務局にご提出いただきます。

事務局で二次審査を行った後、最終審査として委員の皆様からご意見をいただく予定です。最終的には、選定された優秀作品をポスターやステッカーとして制作し、各学校に配付したいと考えております。

昨年度は、ここで選ばれた作品をパンフレットにも掲載し、そのパンフレットは全学校の小学2年生、5年生、中学2年生に配付しております。そのような形で地域にも還元できればと考えておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。以上です。

○事務局職員

このほか、連絡事項のある団体等がございましたら、挙手機能を利用してお知らせください。

特段ないようでしたら、本日の議事につきましては、後日皆様に議事録をお送りし、内容をご確認いただいた後、公表することとなります。

5 閉会

○事務局職員

以上をもちまして、第 29 回子供に万引きをさせない連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これにてオンライン会議室を閉じます。ご参加の皆様におかれましては、ウィンドウを閉じてご退室くださいますようお願いいたします。誠にありがとうございました。

午前 11 時 45 分 閉会